



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月6日 曜日 第1809号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第10条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設の一部改
正..... 953

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... 953

土地改良事業の工事完了の届出..... 954

保安林の指定..... 954

公共測量の実施の通知（2件）..... 954

道路の供用開始（県道今治丹原線）..... 954

道路の区域変更（県道湯山北条線）..... 955

道路の供用開始（ " ）..... 955

道路の供用開始（一般国道378号）..... 955

道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）..... 955

道路の区域変更（県道後柿之浦線）..... 956

道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）..... 956

道路の区域変更（県道九島循環線）..... 956

道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）..... 956

道路の供用開始（ " ）..... 956

過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了..... 957

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）..... 957

開発行為に関する工事の完了..... 957

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 957

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 958

人事委員会規則

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の日、
休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... 958

告 示

○愛媛県告示第1597号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設（平成8年5月愛媛県告示第749号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第3号の規定に基づき知事が定める施設の規定は、平成18年10月1日から適用する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）<u>第10条の2第3号</u>の規定に基づき、知事が定める施設を次のように定め、平成8年4月1日から適用する。</p> <p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第3号の知事が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u></p>	<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）<u>第10条の2第2号</u>の規定に基づき、知事が定める施設を次のように定め、平成8年4月1日から適用する。</p> <p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の知事が定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

○愛媛県告示第1598号

松山市居相土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 松山市居相土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 松山市居相土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成18年11月7日から12月5日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第1599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（区画整理）	中ノ川地区	平成17年10月5日

○愛媛県告示第1600号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林の所在場所
南宇和郡愛南町緑丙110の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
緑丙110の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所
南宇和郡愛南町須ノ川520、552、554から559まで、565から567まで、875から878まで、880から896まで、898か

- ら902まで、904
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
須ノ川554・555・559・565（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1601号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量
（1/10,000撮影、1/2,500地形図作成、1/5,000地形図作成、1/10,000地形図作成、デジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 平成18年11月6日から
平成19年11月30日まで
- 3 作業地域 伊予市全域

○愛媛県告示第1602号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量
（1/4,000撮影、3級水準測量、1/500地形図作成、デジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 平成18年11月6日から
平成19年3月30日まで
- 3 作業地域 伊予市下水道事業計画区域内

○愛媛県告示第1603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市神宮字吉田甲419番5から 同市神宮字御池甲119番4まで	平成18年11月6日

○愛媛県告示第1604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	湯山北条線	松山市菅沢町甲188番3から 同町甲1151番5まで	旧	メートル 11.4～60.5 3.5～26.5	キロメートル 0.724 0.859	
			新	11.4～57.5 3.5～26.5	0.724 0.859	

○愛媛県告示第1605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山北条線	松山市菅沢町甲188番3から 同町甲1151番5まで	平成18年11月6日

○愛媛県告示第1606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町有太刀字トヨウラ707番から 同字715番1地先まで	平成18年11月6日

○愛媛県告示第1607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢甲1521番2から 同市柳沢甲1562番3まで	旧	メートル 4.8～14.0	キロメートル 0.194	
			新	5.8～22.0	0.194	

○愛媛県告示第1608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成字由井出78番から 同字76番2まで	旧	メートル 34～84	キロメートル 0.096	
			新	34～23.1	0.096	

○愛媛県告示第1609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字榎島乙1595番2から 同町北灘字池ノ谷乙1570番地先まで	旧	メートル 40～129	キロメートル 0.188	
			新	72～15.1	0.188	

○愛媛県告示第1610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字九島崎1386番1から 同字1386番2まで	旧	メートル 25～48	キロメートル 0.032	
			新	48～6.7	0.032	

○愛媛県告示第1611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町外泊75番地先から 同町外泊42番まで	旧	メートル 54～100	キロメートル 0.080	
			新	54～22.2	0.073	
"	"	南宇和郡愛南町外泊42番	旧	12.2～20.9	0.120	
			新	17.5～49.2	0.113	

○愛媛県告示第1612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町外泊75番地先から 同町外泊42番まで	平成18年11月6日
”	”	南宇和郡愛南町外泊42番	”

○愛媛県告示第1613号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
大 洲 市	市 道	河辺御祓線	大洲市河辺町山鳥坂744番2	改 築	平成18年8月30日

○愛媛県告示第1614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第34号 平成18年10月23日	東温市南方字光法120番2、145番、146番、148番、149番、150番、152番、154番、155番1、155番2、156番、189番1、189番2、190番1、190番2、192番、146番地先農道及び156番地先農道並びに同市南方字天神188番1、188番2及び191番	松山市来住町1344番地1 株式会社ジョー・コーポレーション 代表執行役 中 岡 大 起
18松局建（開）第35号 平成18年10月24日	東温市北野田字平松376番1及び373番3	松山市永代町8-14 株式会社土居 代表取締役 土 居 清 平

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月23日	特定非営利活動法人 福祉親愛会	渡邊文春	松山市西石井一丁目1番25号	この法人は、身体障害者、知的障害者、知的障害児、精神障害者及び高齢者に対して福祉サービスの提供を行い、より福祉の充実に拡大する事を目的とする。

監査公表

○公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年11月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 玉井 実 雄
 同 竹田 祥 一
 同 白石 友 一

監査対象機関	監査年月日
保健福祉課 子育て支援課	平成17年10月31日 "

（監査の結果）

- 生活安定資金貸付金については、償還金未収入金の収入確保に一層の努力が望まれる。（保健福祉課）
- 児童扶養手当の返還金未収入金については、収入確保に一層の努力が望まれる。（子育て支援課）
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。（子育て支援課）
- 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、支払期日までに償還金を支払わなかったときに徴収することになっている違約金については、災害その他のやむを得ない理由があるときは、不徴収とすることができることになっているが、その承認手続に留意を要するものが認められたので、規則等に基づいた適切な事務処理に努められたい。（子育て支援課）

（措置の内容）

- 未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促等を行い、その結果を県に報告するよう、また、行方不明者についても追跡調査を行

うよう要請して債権回収等に努めている。

その結果、平成16年度末の未収入金21,250件、70,633,880円のうち、平成17年度は310件、1,159,140円を回収した。

今後とも借受人の生活状況に応じた適切な償還指導により、収入の確保など債権の整理に努めたい。（保健福祉課）

- 児童扶養手当返還金については、過払金返納対象者に対して同手当の受給資格喪失等に伴う返還金が発生していることを市町を通じて十分説明のうえ適期収入に努めた。前年度から滞納となっていた者については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努めた結果27,972,980円のうち200,740円が平成17年度内に返納された。

なお、過払いによる返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅滞により発生していることから、今後とも市町に対して、受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、返還金発生のもたら防止に努めたい。（子育て支援課）

- 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となった者については、督促状の発送、滞納状況に関する通知及び本人または保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。その結果、前年度からの滞納分119,554,014円のうち、5,236,832円が平成17年度内に納入された。

また、償還金の返済方法は、これまで納入通知書による金融機関窓口での現金納入のみであったため、利便性確保及び適期収入を目的として、平成16年10月から新たに口座振替制度を導入し、仕事や育児負担をもつ借受者の負担軽減を図った。

なお、平成17年度からは、償還指導も視野に入れた貸付決定を行うため地方局へ貸付審査、決定等の権限委譲を行い、より効果的な債権回収に向けた組織体制とした。（子育て支援課）

- 平成17年10月から、災害その他やむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが出来なかった借受者に対しては、違約金不徴収願の提出指導を行うなど違約金事務取扱要領に沿った処理を行うこととした。（子育て支援課）

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-53

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月6日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬 道 和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休暇の許可の事由及び期間）	（休暇の許可の事由及び期間）

第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
(1)～(11) 省略	
(12) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 省略 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(13)～(24) 省略	

2～5 省略

第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
(1)～(11) 省略	
(12) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 省略 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(13)～(24) 省略	

2～5 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 省略 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略</td> <td>一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(12)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(10) 省略		(11) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 省略 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(12)～(23) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 省略 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略</td> <td>一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(12)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(10) 省略		(11) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 省略 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(12)～(23) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(10) 省略																	
(11) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 省略 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																
(12)～(23) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(10) 省略																	
(11) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 省略 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ 省略	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																
(12)～(23) 省略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。